

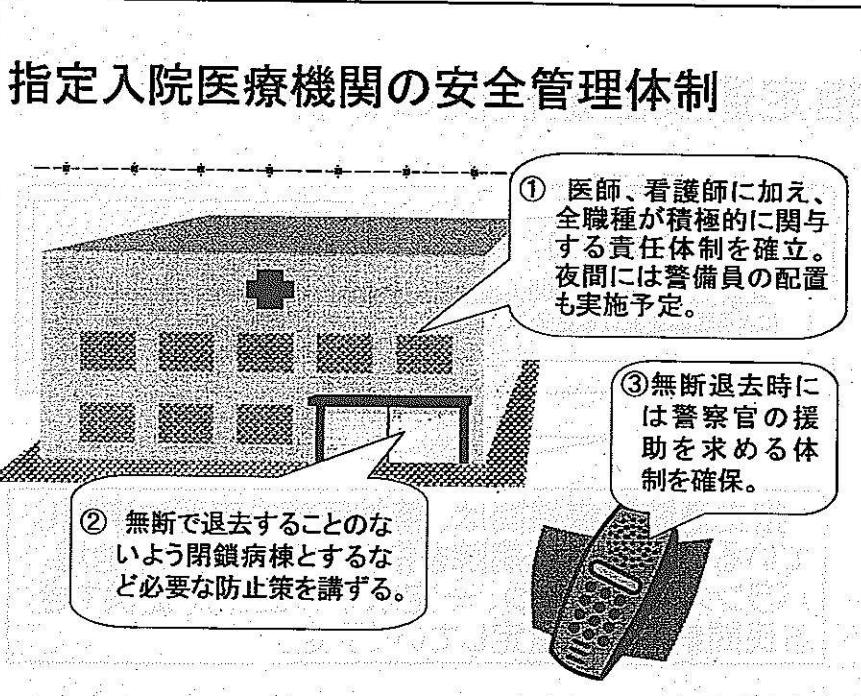
## 指定入院医療機関における医療体制

(現在想定しているもの)

- ① 病棟は、基本的に急性期、回復期、社会復帰、共用の4つのユニットで構成し、それぞれ6床(うち予備病床1床)、14床(うち予備病床2床)、8床、5床を標準とする。
- ② 人員配置は以下の通り(現時点での調整状況)。
  - 医師:3~4名程度(患者数に対して、概ね、10:1~8:1)
  - 看護師:夜勤体制でも5~6名(看護師総数で、概ね、40名~48名)
  - 作業療法士、臨床心理技術者、精神保健福祉士:6~7名程度
  - 事務職員(裁判所、地元等の対外的な窓口):2名程度(非常勤を含む。)
- ③ 院内の治療評価会議において定期的に病状等を評価し、治療計画を作成。
- ④ 治療目標
  - 急性期(1~12週)  
身体的回復と精神的安定、治療への動機付けの確認、対象者との信頼関係構築
  - 回復期(13~48週)  
病識の獲得と自己コントロール能力の獲得、日常生活能力の回復
  - 社会復帰期(49~72週)  
障害の受容、社会生活能力(服薬管理、金銭管理等)の回復と社会参加の継続

24

## 指定入院医療機関の安全管理体制

- 
- ① 医師、看護師に加え、全職種が積極的に関与する責任体制を確立。夜間には警備員の配置も実施予定。
  - ② 無断で退去することのないよう閉鎖病棟となるなど必要な防止策を講ずる。
  - ③ 無断退去時には警察官の援助を求める体制を確保。

25